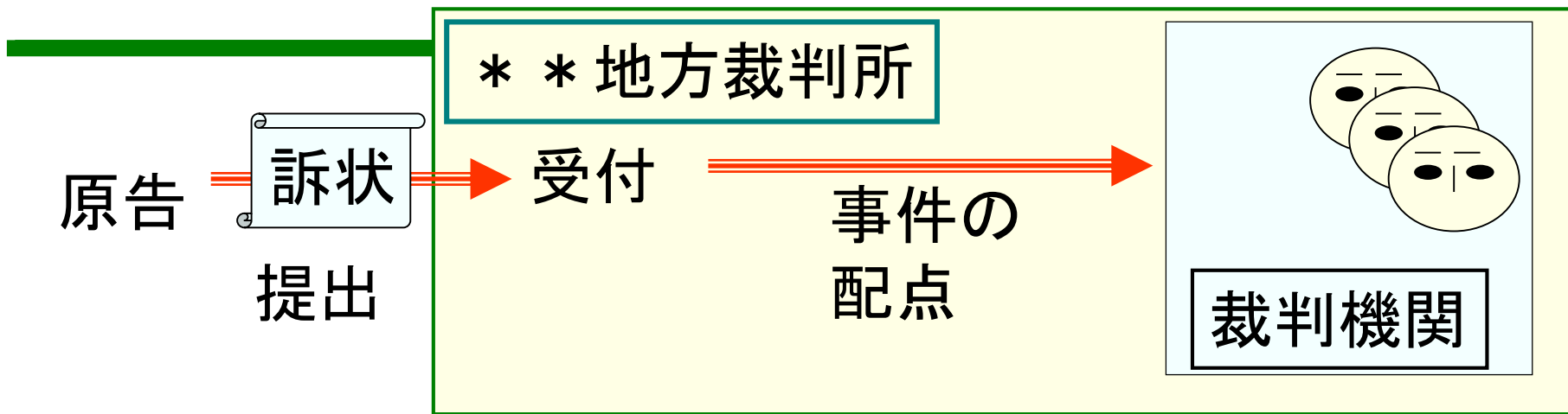


2018年度  
民事訴訟法講義  
9

関西大学法学部教授  
栗田 隆

- 訴え提起後の措置（137条－139条）
- 訴訟係属
- 時効中断の効力（147条）

# 事件の配点



事件は、予め定められた基準に従って裁判機関に配点される。裁判機関が、

- 合議体の場合には、そのうちの一人が裁判長となる。
- 単独裁判官の場合には、その裁判官が裁判長の職務を行う。

## 訴状審査 (137条)

---

- 訴状を被告に送達する前に、訴状審査をする。  
**閑話**：訴状の内容が被告宛のラブレターである場合には、訴状を被告に送達することなく却下する。
- 訴状送達前の段階では裁判所・原告間の訴訟法律関係のみが存在することを考慮して、事件の簡易迅速な処理のために、訴状審査は、裁判長が行う。

## 補正の促し（規56条）

---

- 次の事項について不備がある場合には、補正を促す。裁判所書記官に命じて補正を促すこともできる（規56条）。
  - a. 訴え提起の手数料相当額の収入印紙の貼付（民訴費用法3条）
  - b. 133条2項所定の事項（必要的記載事項）
  - c. 規則で記載すべきとされている事項（準必要的記載事項） 規2条1項、規53条など

## 訴状の補正命令と却下命令（137条）

---

- 原告が a と b について補正の促しに応じない場合など訴状が補正されるべき状態にある場合には、裁判長は補正命令を発する（137条1項）。
- 原告が補正命令に応じない場合には、裁判長が訴状を却下する（137条2項）。

# 期末試験に出ないほどに簡単な質問

---

- 補正命令に対して即時抗告をすることができるか。
  1. 条文 (137条) によれば、
    2. その理由は、想像するところ、

## 訴状の送達 (138条)

---

- 訴状審査に合格すると、訴状は、送達 (98条以下) という特別な方法で、被告に送り届けられる (138条1項)。規58条1項も参照
- 訴状が送達できない場合には、裁判長は補正命令を発し、補正されなければ訴状を却下する (138条2項・137条)。送達不能の理由の例:
  1. 被告の住居所の不明等
  2. 送達費用の予納がないこと
  3. 被告が日本の裁判権に服さないこと

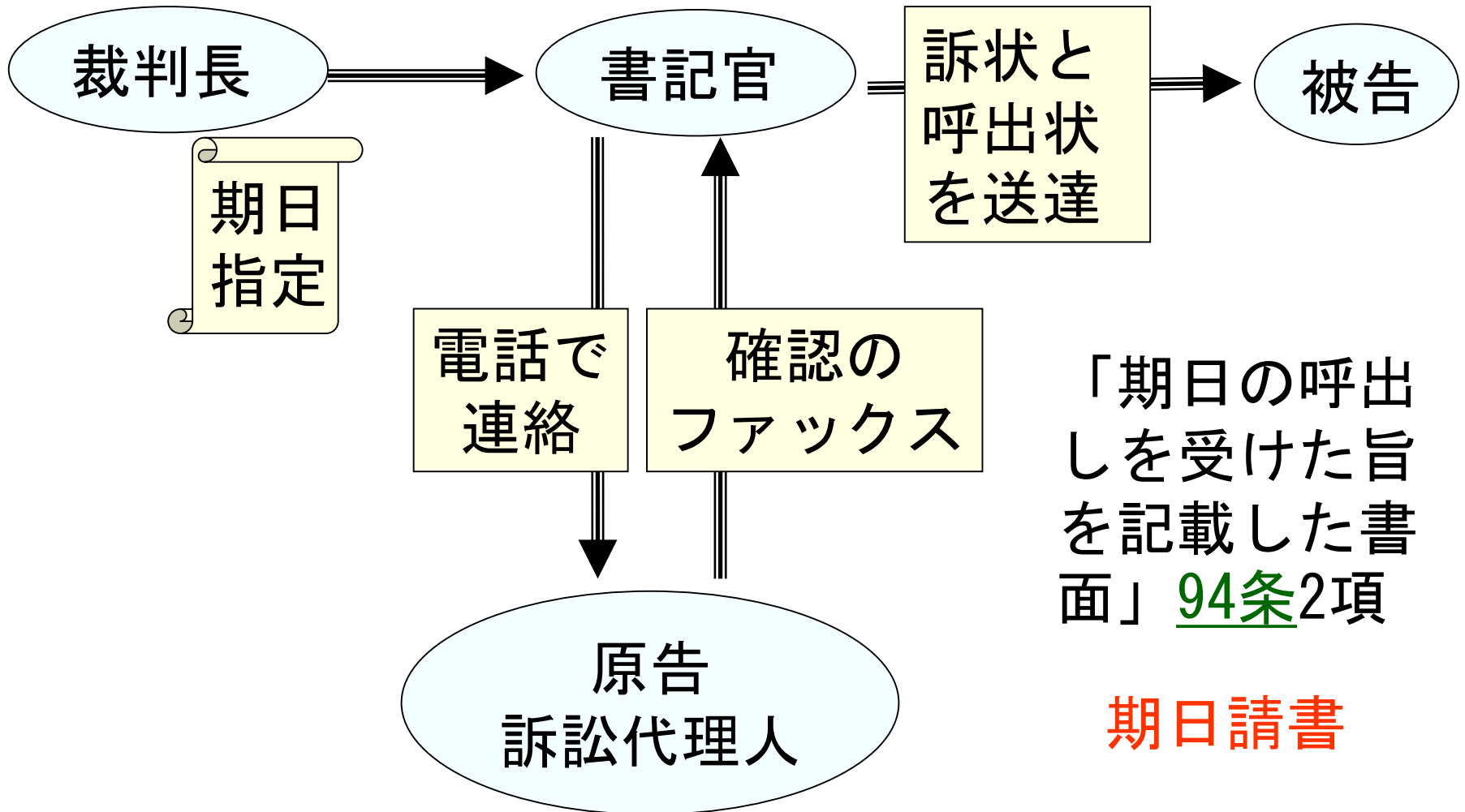
# 第一回期日の指定と期日への呼出し（139条）

---

- 訴状を却下する場合を除き、裁判長は、速やかに口頭弁論の期日を指定して、当事者を呼び出す（139条）。例外：規60条1項
- 最初の口頭弁論の期日は、特別の事情のある場合を除き、訴え提起の日から30日以内の日に指定しなければならない（規60条2項）。



# 期日への呼出しの例



## 答弁書の提出期間の指定と告知 (162条)

---

- 裁判長は、被告の最初の準備書面である答弁書の提出期間を指定する（たとえば、第一回口頭弁論期日の1週間前）。
- 提出期間の告知は、通常は、期日呼出状に記載して、訴状副本と共に被告に送達する方法により行われる。

# 第一回口頭弁論期日前の参考事項の聴取（規則61条） 例示

## 訴状提出

原告側の聴取を行い、事件の振り分けをある程度までする。

- 送達の見込み、被告欠席の見込み。
- 被告との事前交渉の状況
- 和解の希望の有無など

## 被告への訴状送達

必要に応じて、被告側の聴取を行う。

- 第一回口頭弁論期日への出頭の予定
- 和解の希望など

# 訴え提起の効果

---

- 訴え提起の最大の効果は、裁判所がそれを無視することは許されないということである。裁判所が国民の訴えを無視すること（司法拒絶）は、憲法32条違反である。
- 裁判長が訴状を無視することも、司法拒絶であり、許されない。

# 訴え提起の効果

	訴状提出の時点で生ずる効果	訴状が被告に送達された時点で生ずる効果
実体法上の効果	期間遵守の効果 ( <a href="#">147条</a> )	善意占有者の悪意擬制 (民189条2項) など
訴訟上の効果	裁判所と原告との間の訴訟法律関係の発生	訴訟係属の発生 ●裁判所の審理・裁判義務 ●重複訴訟の禁止 ( <a href="#">142条</a> ) ●当事者照会をなしうる ( <a href="#">163条</a> ) など

# 訴訟係属の意義と効果

---

- 訴状が被告に送達されることにより、訴訟は被告を巻き込んだ新しい段階に入る。この段階に入ったことを「裁判所に訴訟が係属した」という。
- 訴訟係属後は、裁判長ではなくて裁判所が事件を審理し、判決で裁判する（例外は[141条](#)）。裁判長による訴状却下は、もはや許されない。

# 訴訟係属の定義の仕方

---

- 実質的定義 裁判所が事件について審理・裁判すべき状態を訴訟係属という。
- 形式的定義 訴状が被告に送達されることにより裁判所と両当事者間に訴訟法律関係が成立し、この法律関係が存続している状態を訴訟係属という。裁判所が事件について審理・裁判すべきことは、訴訟係属の効果の一つと位置づけられる。
- この講義では形式的定義を用いる。

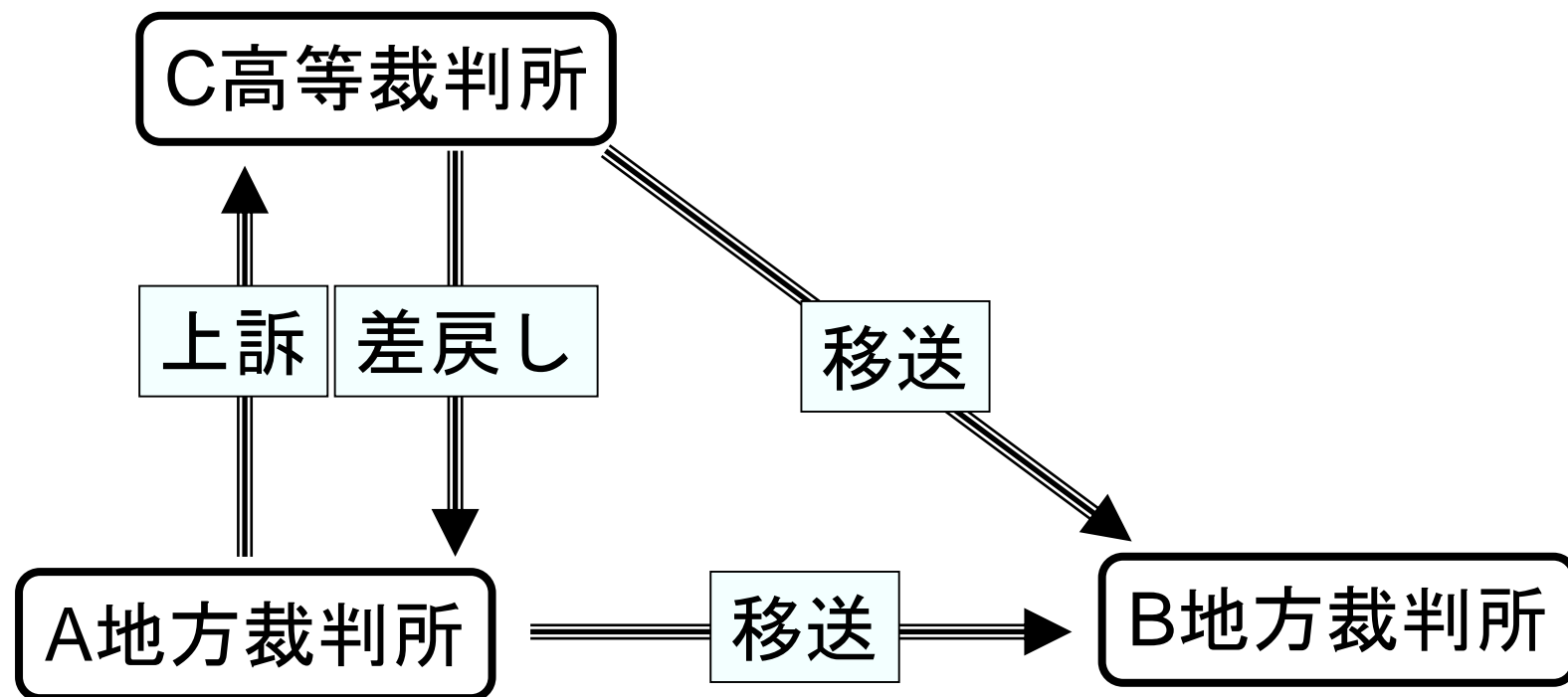
# 訴訟係属の発生時期

---

- 形式的定義に従えば、訴状送達時が訴訟係属の発生時点であることは、訴訟係属概念の定義の一部である。
- 実質的定義の下では見解の対立がある。
  1. 訴状送達時説 訴状が被告に送達された時とする説。これが現在の通説である。
  2. 問題区分説 起訴に結びつけられる個々の効果から帰結して個別的に論じるべきであるとする説。少数説。
  3. 訴状提出時説 現在では支持者はいない。



# 訴訟係属の移転



# 訴訟係属の消滅

---

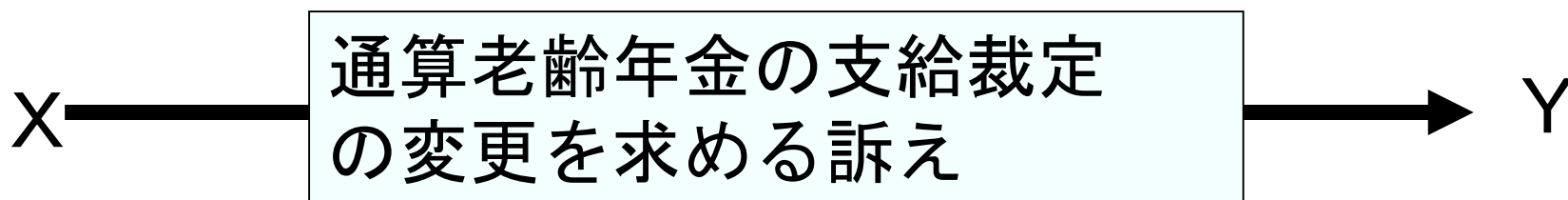
- 訴訟係属は、訴えに対して裁判所が応答する必要が確定的になくなった時に消滅する。
  1. 訴えに対する判決の確定
  2. 訴え却下決定 (141条) の確定
  3. 訴えの取下げ (261条・262条)      取下げ前に下された判決で未確定のものは、取下げにより効力を失う。
  4. 訴訟上の和解あるいは請求の放棄・認諾の調書への記載 (267条)

# 訴訟係属前の訴え却下判決

---

- 訴状を却下すべき事由はないが、原告の訴えが被告の主張を聴くまでもなく不適法であることが明白であり、原告の訴訟活動により適法とすることが全く期待できないときには、
  - 裁判所が訴状を被告に送達することなく訴えを却下することも許される

# 最判平成8年5月28日



第一審 請求棄却      控訴審 控訴棄却  
最高裁 上告棄却



第一審が訴状を送達することなく口頭弁論を経ないで訴えを却下し、その判決を被告に送達しなかったのは、正当である。

## 時効完成猶予の効果の発生時期（147条）

- 訴えの提起が訴状の提出によりなされる場合には、訴状を裁判所に提出した時（133条）。口頭起訴の場合には、裁判所書記官の面前で訴えの申述をした時（271条）。
- 訴訟中の訴え提起の場合には、訴状に準じた書面が裁判所に提出された時（143条2項、144条3項、145条3項、146条3項、47条2項・52条2項）。
- 被告の応訴行為が裁判上の請求に準じて時効中断事由となる場合には、被告が自己の権利を明確に主張した時。

# 訴え提起による時効阻止の根拠

---

## 平成29年民法改正前の議論

- **権利行使説** 断固たる権利主張の態度をとったことにより、彼はもはや権利の上に眠る者ではないことを根拠と見る見解。
- **権利確定説** 訴訟物である当該権利が判決の既判力によって確定されることを根拠と見る見解。時効中断の時期が判決確定時とされなかったのは（[147条](#)）、訴訟中に時効が完成することを防ぐ趣旨である。

改正後は、時効中断効が次のように分解された。

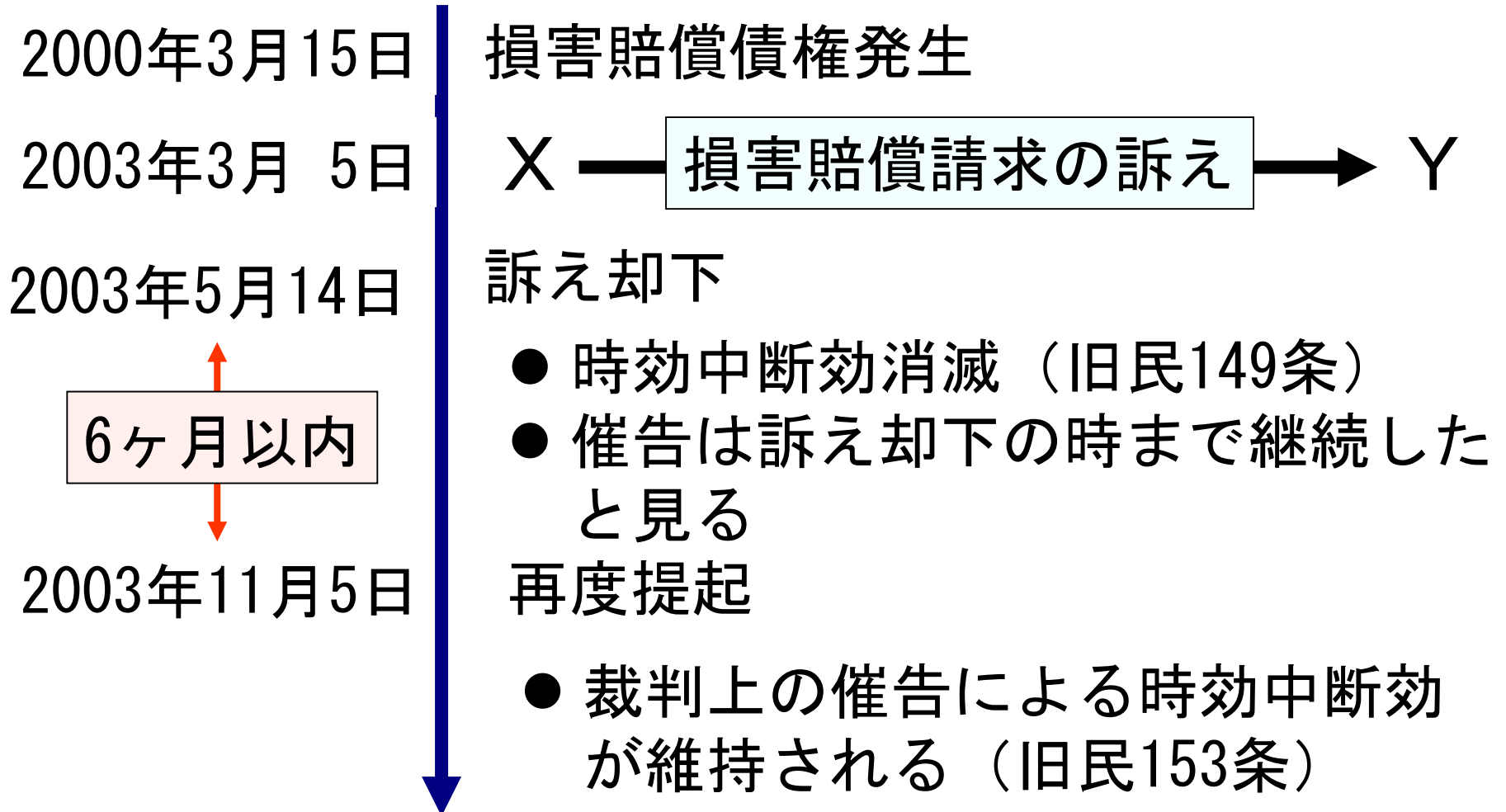
- **時効完成猶予効** 権利行使説により説明される
- **時効更新効** 権利確定説により説明される

# 時効完成阻止の範囲 (1) 訴えの取下げ・却下の場合

## 平成29年民法改正前の裁判上の催告の理論

- 訴えが却下あるいは取り下げられたときは、時効中断の効果は、当初から生じなかったこととされていた（旧民149条）。
- それでも催告（旧民153条）以上に強力な権利主張があったことには変わりはなく、この権利主張は、訴えが取下げあるいは却下されるまでは継続的になされており、より強力な中断措置をとるべき6カ月の期間の起算点は、訴え取下げまたは却下判決が確定した時とすべきである。
- ✓ 改正後の民法147条1項かっこ書は、この考えを取り入れたものである。

# 設例





# 時効完成阻止の範囲 (2) 訴訟物をなす権利関係

---

- ▶ 例：債務不存在確認の訴えに対して被告が債権を主張して応訴する場合について
  1. 被告の応訴行為が訴訟物についての自己の権利主張を含む場合には、応訴行為により被告のために時効完成猶予の効果が生ずる。
  2. 請求棄却判決が確定すれば、被告の権利が確定するので、その権利について更新効が生ずる（民147条2項）

# 時効完成阻止の範囲 (3) 一部請求の場合

---

## 判例の立場

- 明示の一部請求の場合には当該部分のみが訴訟物となり、残部請求も許される。
- 黙示の一部請求の場合には請求権全体が訴訟物となり、請求認容の場合でも残部請求は認められない（既判力の双面性）。

## 上記のことを前提にして、

- 訴訟物となった部分についてのみ、裁判上の請求による時効完成猶予及び更新の効果を認める。
- 残部については、裁判上の催告（民150条参照）による完成猶予効のみを認める。

# 明示の一部請求と裁判上の催告

裁判上の請求による  
時効中断の有無

なし

1000万円

残部

提訴時に裁判上の催告  
としての時効中断〔改  
正後は完成猶予〕を肯  
定（最判平成25年）

400万円

あり

明示の一部請求部分

0円

## 時効完成阻止の範囲（4）先決的法律関係

---

- 平成29年民法改正前は、訴訟物となっていない権利関係が訴訟において主張された場合には、裁判上の請求に準じた時効中断効が生ずるとの見解が有力であった。
- 改正後は、どうか。
  1. 完成猶予効は、裁判上の催告の理論によるか147条1項によるかは別にして、肯定できる。
  2. 民法147条2項の時効更新効を認めることができるかは、改めて問題になる。

# 先決的法律関係の例 (1)

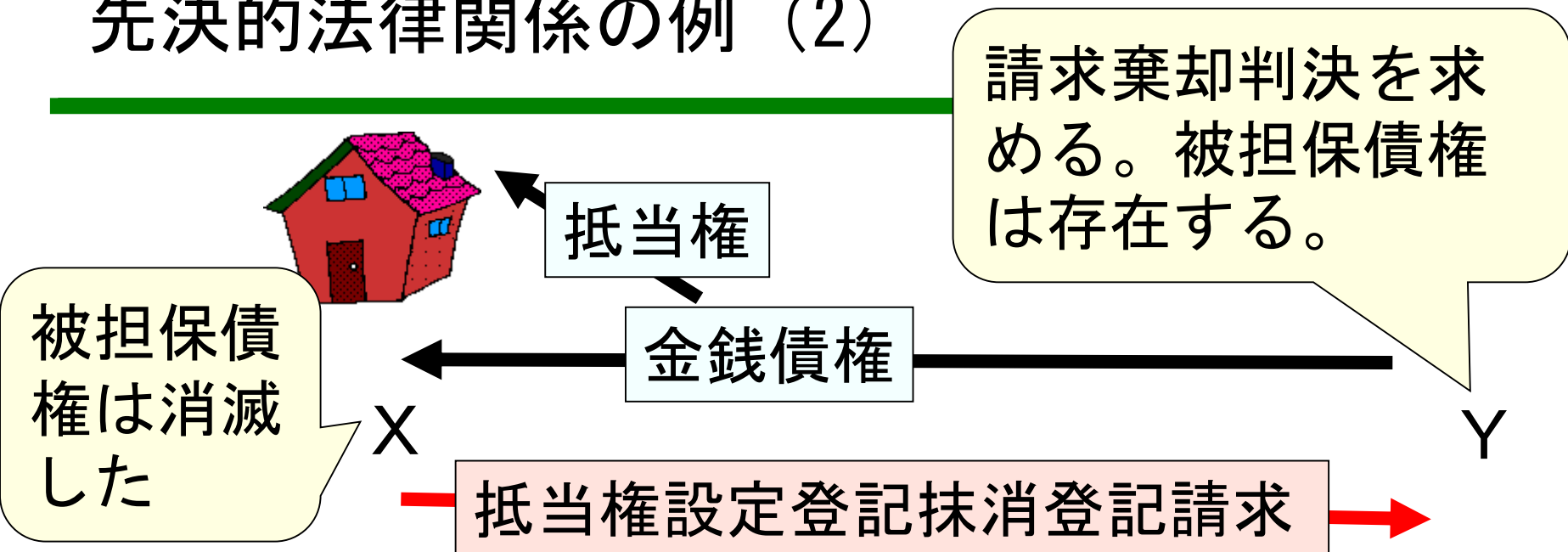


判決理由中でYの所有権が肯定され、Xの請求が棄却された。

請求棄却判決を求める。  
本件不動産は、被告の所有物である。

Xの取得時効の完成は、Yの所有権の主張により、時効の完成が猶予される。民147条2項の時効更新効まで肯定されるか???

## 先決的法律関係の例 (2)



判決理由中で被担保債権の存在が肯定され、請求棄却判決が確定した場合に、被担保債権の消滅時効について、更新効が肯定されるか???

# 時効中断の範囲（5）

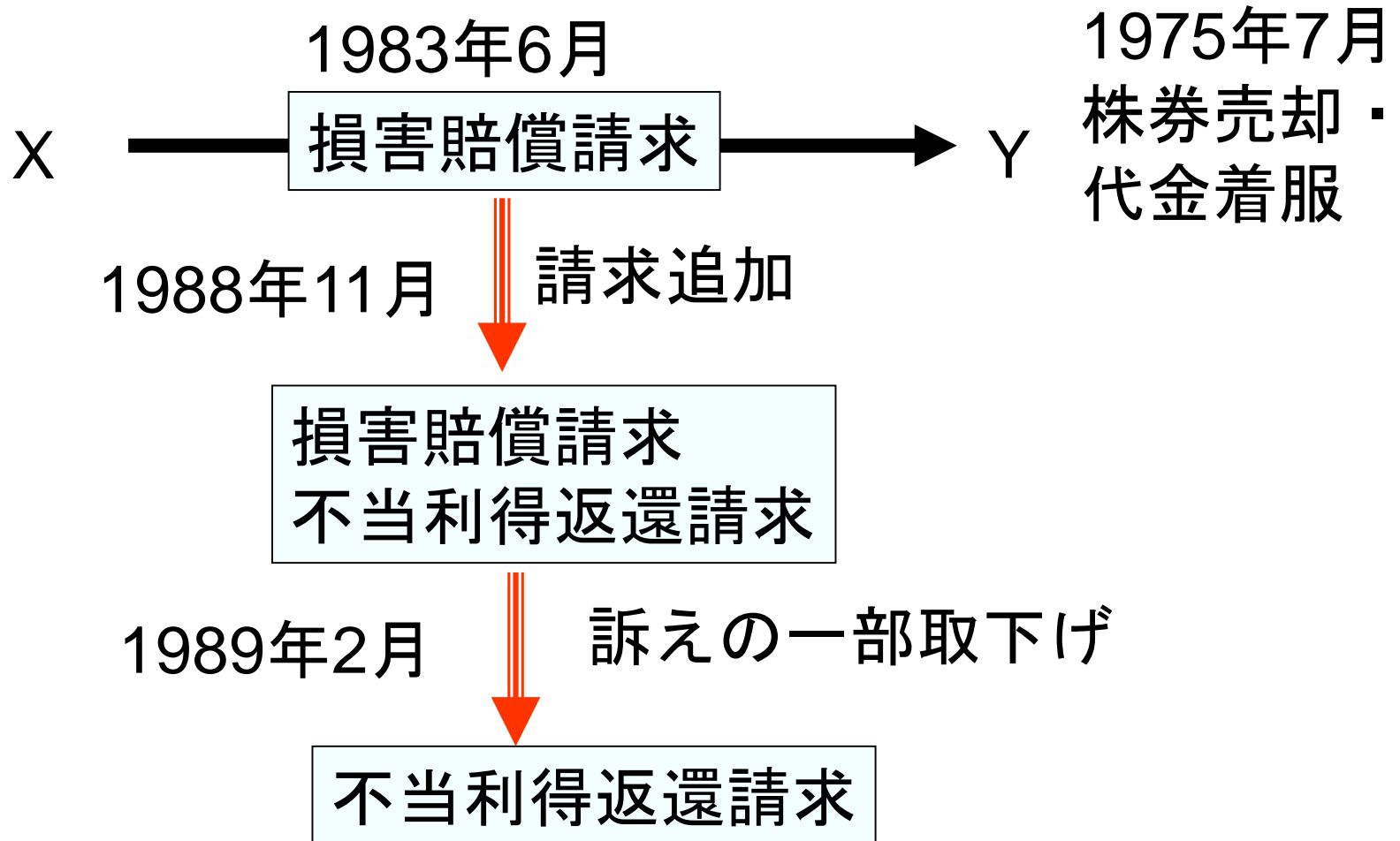
## 原告の主張しなかった権利関係

---

原告が明示的に主張しなかった債権についても、それが訴訟物と密接な関係がある場合（典型的には請求権競合の関係にある場合）には、その債権について、裁判上の催告（民法150条の拡張解釈）としての時効中断効が認めらる。

（注：旧訴訟物理論を前提にしての議論である）

# 設例





## 最判平成10.12.17

---

- 損害賠償請求と不当利得返還請求とは、基本的な請求原因事実を同じくし、経済的に同一の給付を目的とする関係にある。
- 損害賠償を求める訴訟の係属中は、同額の着服金員相当額の不当利得の返還を求める権利行使の意思が継続的に表示されていて、不当利得返還請求権につき催告が継続していた。
- 不当利得返還請求を追加したことにより、右請求権の消滅時効につき中断の効力が確定的に生ずる。

# 出訴期間の遵守

---

- 出訴期間の中には、訴訟要件の一つと考えることができるものがある。
- 訴訟要件である出訴期間が経過した後に訴えが提起された場合には、口頭弁論を経ずに訴えを却下することができる（140条）。